



所得税 市県民税

市県民税の申告が必要な人

期間中は大変混雑しますので、申告書の書き方のご相談はお早めに。市県民税の申告は2月15日以前でもできます。

●申告受付場所

市役所2階税務課
(郵送の場合、番号956-8601新津市程島2009番地
新津市役所税務課市民税係へ)

●受付方法

申告会場には、あらかじめ申告書に必要事項を記入してからお出かけください。記入していない場合は、ご自分で計算と記入をしていただきます。

●申告が必要な人
平成十二年一月一日現在、新津市に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。所得証明の発行なども、この申告をもとに行われます。所得税の確定申告が不要の方でも市県民税の申告が必要な場合がありますので、ご注意ください。ただし、次のような人は市県民税の申告の必要はありません。
・所得が給与のみで年末調整が済んで、給与支払報告書が事業所から市へ提出されている人(一般のサラリーマンはこれに該当し)

●申告が必要なもの
印鑑、給与・年金の源泉徴収票の原本、国民年金や農業者年金・国民健康保険などの支払額のわかる書類、生命保険や損害保険の料控除明書、障害者控除を受けている人は手帳などの証明書、医療費控除を受ける人は医療費の領收書と集計表、本人名義の預金通帳、※市役所でも所得税の還付申告や一般農業所得者の申告は受け付けできます。

●問い合わせ
内線 24-2111 へ。

お買物、ご用命は市内で

浴室の全体改裝・和風便器から洋風便器へ・流し台からシステムキッチンへ
“増改築”でもっと便利、もっと素敵に……”

水まわり増改築専門店
水と住まいの専門家
システムショップ かねみや
INAX
本町2丁目1-11 ☎ 24-1630



お買物、ご用命は市内で

の申告を忘れずに!!

2月16日(水)から3月15日(水)までの間に、所得税または市県民税の申告をしましょう。

確定(耐)申告で場合 税金が戻ってくる

還付申告を本町二番館でも 受け付けます

●とき 2月1日(火)～24日(木)
午前9時～午後4時
(受付けは午後3時まで。
土・日曜日、祝日は休み)

●ところ 本町二番館2階

●対象となる人

年金をもらっている人や、給与所得者のうち次のいずれかに該当する人

- ①医療費控除を受ける人
- ②2か所以上から給与をもらっている人
- ③年の途中で退職するなどして年末調整をしていない人

*申告に必要な添付書類などくわしいことは、今号の広報に折り込まれたチラシ(黄色)をご覧ください。

確定申告に関する問い合わせは
新津税務署 (番号22-2153)

によつては 可能性のある人

確定申告をしなくてよい人でも、次のいずれかに当てはまる人は源泉徴収(天引き)された税金が一部戻ってくる場合があります。

■給与所得者や公的年金をもらっている人で、次のように当たる人

- ①災害や盗難にあった人
- ②多額の医療費を支払った

■給与所得者の場合
③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や購入、大規模な修繕・増改築をした人(③は本町二番館の還付申告会場では扱いません)

- ④所得控除の追加がある人

■給与所得者たつたが退職するなどし、年末調整をしていない人

還付申告は、二月十五日(火)以前でも提出できます。還付申告には、必要な添付書類が多いことから、早めに相談・準備をし、申告してください。

*源泉徴収(天引き)給与や年金などが支払われるとき、所得税が差し引かれること。

確定申告が 必要な人

■事業所得や不動産所得があつたり土地や建物を売つたりした場合など
平成十一年中の所得額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が控除額と当控除額と特別減税の額との合計額を超える人

■給与所得者の場合
いすれかにあつてはまる人
①給与の年収が2000万円を超える人
②給与所得や退職所得以外の所得額の合計額が20万円を超える人
③2か所以上から給与をもらつてはいる人

確定申告書は自分で書いて、郵送で新津税務署へ!!
申告書は自分で計算し、記入するのが原則です。出来上がった申告書は、なるべく郵送で提出してください(窓口は大変混雑します)。なお、申告書の記入の仕方を説明した手引きなどが税務署窓口にありますので、記入するとき参考にしてください。

宛先: 番号956-8602新津市善道町1-6-38新津税務署

大切な所得税は 申告納税方式

所得税は、「自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を計算し、納税する」という申告納税制度を採用しています。

税や延滞税を払わなければならぬので注意してください。
所得税は、国の税収の中で一番大きく、公共サービスの大変な財源となっています。国民の義務でもあります。納税は正確に、早めに済ませましょう。

後で不足分だけなく加算されません。

お買物、ご用命は市内で

スーパーがん保険 + 特約MAX
マックスになった、がん保険
健康応援団 MAX
AFLAC
●●● 無料 保険診断 受け付けています ●●●
代理店 L 保険企画 長瀬安子 新津市吉田691-2 ☎ 22-2202



ほしの医院

内科・呼吸器科・アレルギー科・小児科

さつき野駅
めぐみの湯向かい
北上新田洞204-1 ☎ AM9:00～12:30
PM3:00～6:00
④AM9:00～13:00
公22-6522
●休診日：日・祝日